

1面のつづき

▽目標の達成に向けた取組
(基本計画)

基本計画は、将来都市像を実現するための取組の内容や目標をまとめたものです。取組は、「都市整備分野」「産業振興分野」「市民生活・環境分野」「保健福祉分野」「教育・文化・スポーツ分野」「行財政分野」の6つの分野に分類していません。主な取組は右のとおりです。

1章 都市整備分野	4章 保健福祉分野
①快適で住み続けられる都市づくりの推進	①市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実
②緑豊かで良好な都市景観の形成	②安心して子どもを産み育てられる環境の整備
③安全で利便性の高い都市基盤の充実	③障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実
2章 産業振興分野	④高齢者が安心して生活できる福祉の充実
①地域特性を生かした産業振興の促進	⑤地域福祉の推進
②活力ある商工業の振興	
③あるきたくなる街あきる野を目指した観光業の振興	5章 教育・文化・スポーツ分野
④消費者志向に合わせた都市型農業の推進	①人権尊重教育の推進
⑤健全な森林の育成・自然と調和した林業の推進	②生涯学習社会の振興
⑥秋川の資源を活用した水産振興の推進	③青少年の健全育成の推進
3章 市民生活・環境分野	④個性を生かす学校教育の充実
①連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進	⑤社会教育の推進
②安全な暮らしを守る地域づくりの推進	6章 行財政分野
③清潔で快適な循環型社会システムの構築	①財政運営の健全化
④水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進	②行政体制・行政サービスの適正化・最適化
	③組織・人事体制の活性化
	④協働によるまちづくりの推進
	⑤広域行政・広域連携の推進

▽まちづくりのテーマ

将来都市像の実現に向け、基本理念に基づくまちづくりを推進するためには、6つの分野の取組を進めるだけでなく、分野を超えた課題にも取り組む必要があります。

このため、複数の分野に関わる課題等を「まちづくりのテーマ」とし、取り組んでいくこととしました。

- 1 豊かな自然と調和したまち
- 2 あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち
- 3 快適で安全・安心なまち
- 4 みんなが支え合い、育て合うまち
- 5 住み続けたい魅力的なまち

▽SDGsの推進

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択されたSDGsは、17の目標と169の具体的目標で構成された国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととしています。

SDGsは、経済・社会・環境といった広範囲な課題を対象としており、基本計画に位置付けた施策の対象と同様であることから、本市では、基本計画の各種施策を着実に推進することで、将来都市像の実現とSDGsの達成を目指すこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



▽国土強靱化地域計画

立川断層帯地震や多摩直下地震などでは大きな被害が出ることを想定しています。近年各地で大きな被害が発生している台風や集中豪雨等による風水害や土砂災害に備えるとともに、迅速な復旧・復興に資する取組を推進するための計画で、計画期間は5年間です。

●基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、最悪の事態に至らないための基本目標を掲げました。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 生活インフラ、行政等の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること
- 4 迅速な復旧・復興が図られること

●想定する自然災害

- 1 地震(立川断層帯地震、多摩直下地震)
- 2 風水害(浸水害、土砂災害)
- 3 風水害(雪害)
- 4 火山噴火

●推進目標

基本目標の達成のために、事前に備えるべき推進目標を設定しました。

(推進目標に対しては、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を設定しました。)

- 1 人命の保護を最大限図る
- 2 迅速な救助・救急、医療活動が行われるとともに、被災者などの健康と避難生活環境を確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 経済活動の機能不全を回避する
- 6 被災後の生活や経済活動に必要な必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 社会・経済を迅速に、そして強靱な姿で復興させる条件を整備する